

岩手県告示第425号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成27年5月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
社団医療法人康生会鶯宿温泉病院	岩手郡雫石町南畑32地割265番地	平成30年4月26日